

株主の皆様へ

第29期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 (法令および定款に基づくみなし提供事項)

第29期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令および定款第16条の規定に基づき、平成21年6月2日（火）からインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ussnet.co.jp>）に掲載することにより、「第29期 報告書」から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

I. 事業報告に表示すべき事項

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 1 頁
2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 4 頁

II. 連結計算書類の連結注記表 18 頁

III. 計算書類の個別注記表 23 頁

株式会社 ユー・エス・エス

I. 事業報告に表示すべき事項

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① U S S グループは、取締役および使用人の企業倫理意識等の向上および法令遵守のため「U S S 行動指針」を含むコンプライアンス・マニュアルを定め、これを徹底するための社内研修等を実施し、具現化を図る。
- ② U S S グループの取締役および使用人への企業倫理意識等の浸透を図るため、これを推進する機関として「リスク・情報管理委員会」を設置したほか、法令遵守に反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度「U S S 企業倫理ヘルプライン」を活用する。
- ③ 取締役会の意思決定過程の適正性を確保し、経営の監督機能を強化するため、社外取締役および社外監査役を任用するほか、弁護士等外部専門家を活用する。
- ④ 財務報告の適正性を確保するため、本社集中会計制度を採用、U S S グループの財務情報等を集中的に管理し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、U S S グループの社内規程等に従い、適正に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ② 取締役の職務分掌、情報の種類等により責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し保管する。特に、電磁的情報については、アクセス権限、セキュリティ対応、バック・アップ体制等、情報管理統制を強化する。
- ③ 顧客情報、個人情報、インサイダー情報等法令上一定の管理が求められる情報については、取締役および使用人に対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
- ④ 各事業所・子会社に「リスク・情報管理責任者」を配置し、U S S グループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部において把握され、必要に応じて担当取締役または取締役に報告され検討される社内体制を確立し、開示すべき会社情報が開示規則に従い適時、適正に開示される体制を構築し運用する。
- ⑤ 内部監査室は、リスク・情報管理規程および職務分掌に従った管理がなされているか否かをモニタリングし、その状況を担当取締役および監査役（会）に報告するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク・情報管理委員会を設置し、想定しうる経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害等に係るリスクの発生頻度および発生した場合の大きさの分析、重大なリスクに関する回避または抑制策の検討、発生した場合の指示命令・行動基準等U S Sグループ全体のリスク管理体制の構築を図る。
- ② リスクは、(i) 事業経営上のリスク (ii) 日常的業務プロセスのリスク (iii) クライシス・リスクに大別し、リスク回避と業務の効率化を図る。なお、クライシス・リスクについては、危機管理委員会を設置し対応する。
- ③ 会社が把握し認識している事業経営上のリスクについては、リスク情報として有価証券報告書、決算短信等においてステークホルダーに開示するとともに、取締役会決議等重要な意思決定において十分に斟酌する。
- ④ 各事業所・子会社の「リスク・情報管理責任者」は、必要な情報を迅速かつ適確に本社統括本部またはリスク・情報管理委員会に通報するものとし、内部監査室および監査役は監査の一環としてリスク管理体制をモニタリングするものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期計画、年次予算等のU S Sグループ全体の目標については、使用人を含め目標の浸透を図り、各事業所・子会社が具体的な施策を策定し、目標達成に向け実行する体制を構築する。
- ② 本社統括本部において各事業所・子会社の月次実績を一元管理し、毎月開催される取締役会に報告し、予算・実績対比することにより、各事業所・子会社における効率性、目標達成に対する阻害要因を分析し、実効性ある対策を講ずる。
- ③ 取締役会の諮問機関である戦略委員会において、重要事項について多角的かつ深度ある検討を行い、有効的な業務執行体制の構築を図る。
- ④ 事業規模拡大に対応し、職務執行に携る取締役、執行役員または現場責任者の職務権限、職務分掌を明確化し効率的かつ実効性ある業務運営体制を構築する。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務の執行における効率性の過度の追求についてもモニタリングを行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 本社統括本部財務部では各事業所・子会社それぞれに担当者を配し、月次財務報告を中心に一元管理と指導を行っている。また、総務・人事については同じく本社統括本部総務部および管理部が、オークション事業については本社オークション運営本部が、情報処理業務については本社システム本部が、オークション事業以外の子会社運営については担当取締役を定め、連携して適正な業務運営の遂行のため管理・指導を行う。
- ② リスク・情報管理委員会を設置し、コンプライアンス・マニュアルをU S Sグループの全使用人に配布するとともに研修を通じて周知徹底を図るほか、外部独立機関を利用した内部通報制度「U S S企業倫理ヘルプライン」によるコンプライアンス意識の浸透を図る。

- ③ 各事業所・子会社におけるコンプライアンスについては、U S S グループの事業規模拡大に対応して効率性を確保しつつコンプライアンス体制の充実を図る。(i) 就業規則、経理規程その他業務管理規程文書だけでなく (ii) 業務処理の多くが依存している情報処理システムにおける情報処理統制を含めた内部統制システムの継続的整備を図る。
- ④ モニタリング体制としては、各事業所・子会社における自主監査報告書の活用やリスク・情報管理委員会の活動のほか、内部監査室および監査役の監査により実効性を確保する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の全てを連結対象とする基本方針のもと、各子会社の自主性を尊重しつつ、U S S グループの一員として企業理念やコンプライアンス意識の共有、労務、人事、経理、資金管理等業務運営の共通化を図る。
- ② 当社の経営方針、経営戦略等と各子会社の方針等との整合性を確保し、各子会社の健全な成長、発展に資するため当社に担当取締役を定め必要な支援と調整を図る。
- ③ 各子会社別に予算管理と月次業績報告により、適切な対策について協議、指導を行うほか、連結子会社を包含する内部統制システムの構築を図る。
- ④ 監査役は、内部監査室および会計監査人と連携し、必要と認めたときは助言、勧告を行う。

(7) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① (1)から(6)および(10)のそれぞれの箇所に記載のとおり、連結子会社を含めたU S S グループ全体の内部統制の構築と運用を図る。
- ② 「財務報告の信頼性」目的に関わらず、内部統制の他の目的(「業務の有効性・効率性」、「業務活動に関わる法令等の遵守」および「資産の保全」)にも配慮するものとする。
- ③ 「決算・財務報告プロセスに係る内部統制」は、財務報告に直結し、重要な影響を与えるプロセスであるため、連結子会社についてもグループ共通の統制となるよう構築する。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、必要な監査役スタッフを選任し、監査役業務の補助をさせるものとする。

(9) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。
- ② 専任監査役スタッフを置く場合には、その者に対する発令・異動・考課・懲戒については、事前に監査役(会)の同意を得るものとする。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社は、各事業所・子会社の財務・経理・総務・人事にわたり本社統括本部（財務部、総務部および管理部）において一元管理を行う体制を採用しており、U S S グループの重要情報は全て本社統括本部で掌握され、監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- ② 内部通報制度「U S S 企業倫理ヘルプライン」を設置し、本社統括本部を通じて監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- ③ 上記①、②の仕組みが円滑かつ効果的に運用される体制を強化する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会で定めた「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従い監査を実行するほか、取締役会その他重要会議に出席し、意見を述べる。
- ② 監査役の職務分担を明確にし、効率化を図るとともに監査役会で意思統一を図る。
- ③ 代表取締役、内部監査室および会計監査人と定期的意見交換を行う。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、当社は資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為を行っている者を総称していいます。以下同じとします。）に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、①買付者による買付行為の目的等からみて、買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白なものの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当該買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④当該買付行為に対する賛否の意見または当該買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」と総称します。）を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、当該買付者との交渉機会、相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる状況に鑑み、当社は、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様のための利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

当社は、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上をこのようにして図ることを妨げる態様で当社株券等についての大規模な買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社子会社（以下「U S Sグループ」といいます。）の事業は、会員制オートオークション事業を中心に中古自動車等買取販売事業、廃自動車等のリサイクル事業から構成されております。

オートオークション事業におきましては、全国18カ所に現車オークション会場を展開し、会員企業数はU S Sグループ全体で43,307社（平成21年3月31日現在）、年間出品台数290万2,636台（平成21年3月期）、市場シェア34.4%（平成21年3月期）と業界トップの地位を確保しております。

① わが国の中古自動車流通市場について

わが国の中古自動車流通は、消費者の皆様が、自動車の買い換えを行う際に、所有している自動車を自動車ディーラーや中古車買取専門店等に売却し、新しい自動車を購入することが一般的な商習慣となっております。

そのように売却された自動車は、U S Sグループを含めて、全国に約130あるオークション会場に出品され、取引されることが主流となっております。

したがって、オートオークションは、株式市場における金融商品取引所と同様、中古自動車流通における商品取引所としての社会的インフラの役割を担っております。

② オートオークション業界におけるU S Sグループの役割

中古自動車流通市場の中でU S Sグループが、オートオークション業界のリーディングカンパニーとして、中古車取扱業者である会員企業から絶大な支持と信頼をいただいているのは、昭和55年の創業以来、経営理念に「公正な市場の創造」と「会員との共生」を掲げ、いち早くコンピューターを使った競売システムを導入し、他社に先駆け、全国主要都市にオークション会場を展開するといった施策を的確かつスピーディーに行った結果であります。

また、インターネットや衛星TVシステムを利用し、オークション会場に出向かなくても、U S Sグループ18会場および業務提携契約を締結しているオークション会場から落札できるシステムを開発したことで、会員企業の飛躍的な利便性の向上を実現しており、U S Sグループはさらなる利益の成長を実現しております。

③ 中期経営目標による企業価値向上への取組み

中長期的には、わが国の自動車需要が成熟期を迎える中で、中古自動車流通における社会的インフラの役割を担いながら、資本市場に公開された株式会社として当社株主の皆様の利益を増大させていくには、さらなる市場シェアの獲得が重要であると考えております。

USSグループは、オートオークション市場における中期的な市場シェアの目標を40%とし、全国18ヵ所で運営するオークション会場の利便性向上のために、さらなる設備投資を実施するほか、新規会員の獲得に向けた営業活動等オートオークション事業へ重点的に経営資源を投入してまいります。また、USSグループは、オートオークション事業を中核として、中古自動車等買取販売事業やリサイクル事業を展開しておりますが、経営方針である「中古車流通業界をリードする総合企業」となるべく、M&Aを含めてあらゆる成長の機会を迅速に捉え、成長のスピードを加速してまいります。

また、資本効率を重視した経営も標榜し、自己資本当期純利益率（ROE）を重要な経営指標として捉え、中期的に15%を上回ることを目指しております。

④ コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、経営理念である「公正な市場の創造」と「会員との共生」を具現化することで、USSグループ全体の持続的な企業価値向上を図っていくため、コーポレートガバナンスの強化を経営上の重要課題と位置づけ、経営の透明性と公正性の向上と迅速な意思決定の追求に努めております。

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任を一層明確化するため、平成18年6月28日に開催した第26期定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、経営の透明性と公正性を確保するため、社外取締役4名を選任し、現在に至っております。

⑤ 当社株式に関する取組み

当社は、平成11年9月に名古屋証券取引所第2部に、平成12年12月に東京証券取引所、名古屋証券取引所第1部に当社株式を上場して以来、株式分割や単元株数の変更等の措置を実施することによって、当社の株主層の拡大に努めてまいりました。その結果、平成21年3月31日現在、当社の株主数は9,166名となるとともに、その株主構成につきましても個人株主が大半を占めるに至り、当社株式の流動性は上場当初と比較して大きく向上しております。

当社といたしましては、今後も、当社株式の流動性の向上を図るとともに、安定的な経営を行い、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を継続的に図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」導入の目的・経緯

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記(5)に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下本事業報告において「本プラン」といいます。）を導入することを決定しました。また、当社は、平成20年6月25日開催の取締役会において、同日開催された当社第28期定時株主総会で選任されました取締役全員の賛成により、平成21年6月30日まで本プランを継続することを決定しました。

本プランの内容につきましては、以下の②から⑬のとおりです。

② 本プランの適用の対象となる大規模買付行為の定義

次のア. もしくはイ. に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランが適用されるものとします。

ア. 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ. 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

③ 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守することを誓約する旨が記載され、大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に提供いたします。

買付説明書には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。

当社は、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

④ 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次のア. からキ. までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、企業価値委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し、または代替案を当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「評価等」といいます。）が困難であると判断した場合、当社取締役会は、合理的な期間の提出期限を定めた上で、かかる評価等のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、速やかにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。さらに、当社は、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を当社株主の皆様に対して開示いたします。

- ア. 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容ならびに役員の氏名および略歴等を含みます。）
- イ. 大規模買付行為の目的および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
- ウ. 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- エ. 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- オ. 大規模買付行為の完了後に意図するU S Sグループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策その他大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- カ. 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑥に定義されます。以下同じ。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- キ. その他企業価値委員会が合理的に必要と判断し、買付説明書を当社取締役会が受領した日から10営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

⑤ 買付説明書または大規模買付情報が提供されないまま大規模買付行為が開始された場合の手続

大規模買付者が当社取締役会に対して買付説明書を提出せず、または大規模買付者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供を完了させることなく、大規模買付行為が開始された場合、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置（下記⑬の内容によります。以下同じ。）を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

⑥ 企業価値委員会による濫用的買収者の判定

企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次のア. からケ. までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情があると認められる者を総称していいます。以下同じ。）に該当するか否かを検討します。

- ア. 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- イ. 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ウ. 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- エ. 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- オ. 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- カ. 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される当社株主の皆様の判断の機会または自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- キ. 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

- ク. 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、U S S グループの重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- ケ. 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と直接または間接に関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦ 濫用的買取者であると判定された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が濫用的買取者に該当すると認めた場合、企業価値委員会評価期間（下記⑧に定義されます。以下同じ。）の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

⑧ 企業価値委員会評価期間の設定等

企業価値委員会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた次のア. またはイ. の期間（大規模買付情報の提供が完了したと企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします。）を、企業価値委員会による評価等のための期間（以下「企業価値委員会評価期間」といいます。）として設定します。なお、かかる企業価値委員会評価期間は、当社の事業内容の評価の困難さや、評価等の難易度などを勘案して設定されたものであり、大規模買付行為は企業価値委員会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

ア. 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：
60日間（初日不算入）

イ. 上記ア. を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から評価等を行うものとします。企業価値委員会が評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。

なお、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間内に下記⑩記載の勧告を行うに至らないことにつきやむを得ない事情があり、当社取締役会が企業価値委員会評価期間の延長に同意をする場合、企業価値委員会は、必要な範囲内で企業価値委員会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、さらなる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。そして、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間を延長した場合、当社は、その趣旨を速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

⑨ 企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為が開始された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為を開始したと認めた場合、当社の企業価値または当社株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

⑩ 企業価値委員会の勧告手続

ア. 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内に、次の i から iii までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

i 企業価値委員会による対抗措置発動の勧告

本プランに別途定める場合のほか、大規模買付者が本プランに定める手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（企業価値委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとします。）。

かかる勧告がなされた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

ii 企業価値委員会による株主の意思確認の勧告

企業価値委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示されたU S Sグループの事業計画を含む買取提案等や、当社取締役会から提示されたU S Sグループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合などにあつては、対抗措置を発動させることが当社の企業価値または当社株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられますので、企業価値委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当社株主の皆様様の意思を確認することを勧告します。かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様様の意思確認を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができ

るものとします。

iii 企業価値委員会によるその他の勧告

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動その他必要な内容の勧告を随時行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 i および ii に準じるものとします。

イ. 当社取締役会による企業価値委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報その他の信頼できる客観的な資料や情報に基づき合理的と考えられる分析および検討を行うものとし、当該分析および検討の結果、企業価値委員会の勧告（再勧告を含みます。以下本イ. において同じ。）の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあると認められる場合や、その勧告の判断過程に明らかに不合理な点があると認められる場合などの特段の事情がある場合を除き、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動または株主総会の招集などに関する必要な取締役会決議を行うものいたします（なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議する際、場合により、当該対抗措置の内容として、法令等が許す範囲で、企業価値委員会に対して、対抗措置の廃止を含む一定の決定を行う権限を付与することがあります。）。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会の再勧告により、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、または新株予約権の割当ての中止や新株予約権の取得を行う場合などにおいては、当社株式に係る株価について変動リスクが生じる場合があります。

⑪ 株主の意思確認手続

企業価値委員会から上記⑩ア. ii に定める株主総会における当社株主の皆様への意思確認の勧告がなされた場合であって、当該勧告の日から2ヵ月以内の日を会日とする当社株主総会の招集が当社取締役会において決議されていない場合には、当社取締役会は、法令等および当社定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての当社株主の皆様への意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の皆様への議決権の過半数を有する当社株主の皆様が出席し、出席した当該株主の皆様への議決権の過半数をもって行われるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動およびその内容について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。かかる対抗措置の発動に関する決議が当社取締役会において行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会から上記⑩ア. ii に定める株主総会における当社株主の皆様への意思確認の勧告

がなされた場合、大規模買付行為は、当該意思確認の手続が完了するまでの間実行されてはならないものとします。

⑫ 大規模買付情報の変更

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示をした後、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされた場合には、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に従って、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続を改めて適用することができるものとします。

⑬ 対抗措置の具体的内容

当社が発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てまたは無償発行等によるものとします（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）が、株主総会決議により他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の法令等上利用可能な対抗措置が用いられることがあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、（i）本プランに違反をした大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者等（以下本⑬において「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、（ii）新株予約権者が例外事由該当者にあたるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨の条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてはこれを当社が当社の普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が所有する本新株予約権については、これを他の財産（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）や、（iii）当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(4) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

なお、当社は、取締役の任期を1年としておりますところ、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定であり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能となっております。

本プランについては、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社は、当社の企業価値または当社株主の皆様のご利益の確保・向上の観点から、企業価値委員会に対して諮問をした上で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

(5) 企業価値委員会について

当社は、本プランの導入に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しました。

当社は、本プランの導入当初における企業価値委員会の委員として、林 勇氏、真殿 達氏および佐藤 浩史氏の3名を選任しております。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(6) 株主および投資家の皆様への影響

① 本プラン導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

② 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者は除きます。）の権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、上記(3)⑬の規定に従い他の対抗措置を用いることが当社の株主総会において決議された場合には、当該対抗措置の内容次第では、当該対抗措置の発動の結果、当社株主の皆様または投資家の皆様の権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性もないわけではありませんので、この点予めご承知おきください。

なお、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

ア. 本新株予約権を行使する場合

当社株主の皆様が本新株予約権を行使することとなる場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

イ. 本新株予約権を取得する場合

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する当社株主の皆様は上記ア. の本新株予約権の行使に係る何らかの手続を執ることなく、当社が本新株予約権を取得し、当社株主の皆様は、大規模買付者またはその共同保有者もしくは特別関係者に該当する場合を除き、これと引換えに当社株式の交付を受けることになります。

(7) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断および判断に係る理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

上記基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を継続的に図っていくための具体的方策として定められたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが、当社の基本方針に沿い、当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記(3)①記載のとおり、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報および時間を確保し、もって当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

また、かかる目的で導入された本プランが遵守されない場合、または本プランが遵守された場合であっても、上記(3)⑦記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、かかる対抗措置は、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的として発動されるものです。

イ. 事前の開示

当社は、当社株主・投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

ウ. 株主意思の重視

上記(4)記載のとおり、本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。

また、上記(4)記載のとおり、当社取締役会は、当社株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としており、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定です。したがって、毎年の定時株主総会における取締役選任議案等を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能となります。

エ. 企業価値委員会の設置

当社取締役会は、上記(5)記載のとおり、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動等する場合には、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記(3)⑧記載のとおり、企業価値委員会が当社取締役会に対する諮問の前提として評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う企業価値委員会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

カ. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記(4)記載のとおり、本プランおよび本プランに基づく対抗措置の発動として割り当てられる新株予約権については、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会の決議などにより、いつでも、廃止ないしは取得・消却を行うことができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとなっておりますが、当社は、本プラン導入以降の法令の改正等も踏まえ、平成21年4月7日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロに定義されるものをいいます。）の一つとして、本プランに所要の変更を行ったうえで、平成21年6月24日開催予定の第29期定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決定いたしました。

当該変更後のプランの詳細につきましては、第29期定時株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第7号議案（12頁から34頁まで）をご参照ください。

II. 連結計算書類の連結注記表

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

子会社についてはすべて連結しており、「第29期 報告書」の「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な親会社および子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」(7頁)に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社数 2社

株式会社インフォキャリア、UG Powers株式会社であります。

この2社は、事業における影響および金額的重要性が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法に基づく原価法

時価のないもの

(ロ) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

(ハ) たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、車両については個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、リサイクル事業の部品等については売価還元原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として移動平

均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ75,633千円減少しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

（追加情報）

有形固定資産の耐用年数の変更

一部の連結子会社の機械装置については、平成20年度の税制改正を契機に、より実態に合わせた償却年数へ見直しを行っております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ72,598千円減少しております。

無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権

財務内容評価法

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

（追加情報）

一部の連結子会社の役員退職慰労金制度の廃止について

一部の連結子会社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、取締役会において役員退職慰労金を廃止することを決議いたしました。また、定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役に対して各人の退任時に同総会最終時までの在任期間に応じた退職慰労金を切り支給することが決議されました。この結果、役員退職慰労金制度廃止日までの期間に対応する役員退職慰労金相当額を長期未払金として計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

重要なリース取引の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これにより、リース資産が有形固定資産に1,316,530千円計上されておりますが、損益への影響は軽微であります。

税抜方式を採用しております。

消費税等の処理方法

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳

商品及び製品	580,318千円
仕掛品	3,522千円
原材料及び貯蔵品	255,896千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

30,621,990千円
(減損損失累計額を含む)

投資不動産の減価償却累計額	31,532千円
---------------	----------

3. 保証債務

衛星TV会員（6社）のリース債務10,562千円に対して、保証を行っております。

4. 土地の再評価

当社および一部の連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」または「再評価に係る繰延税金負債」として、それぞれ資産の部または負債の部に計上し、これらを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

(ただし、株式会社USS東洋は平成13年3月31日)

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価格との差額

△2,961,688千円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	32,695,982株	一株	一株	32,695,982株

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ・平成20年6月25日開催の第28期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,722,055千円
・1株当たり配当額	85円00銭
・基準日	平成20年3月31日
・効力発生日	平成20年6月26日

ロ・平成20年10月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,602,806千円
・1株当たり配当額	82円50銭
・基準日	平成20年9月30日
・効力発生日	平成20年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

・配当金の総額	2,523,699千円
・1株当たり配当額	82円50銭
・基準日	平成21年3月31日
・効力発生日	平成21年6月25日
・配当の原資	利益剰余金

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
目的となる株式の種類および数	普通株式 206,500株	普通株式 7,140株	普通株式 8,380株
付与日	平成17年6月28日	平成19年9月14日	平成20年7月10日

IV. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,751円90銭
2. 1株当たり当期純利益	382円72銭

V. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VI. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 計算書類の個別注記表

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

(ロ) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ

(ハ) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品

貯蔵品

移動平均法に基づく原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法に基づく原価法

時価法

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、車両については個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

移動平均法に基づく原価法

ただし、車両については個別法に基づく原価法

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ3,553千円減少しております。

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理をしております。

リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これにより、リース資産が有形固定資産に1,316,530千円計上されておりますが、損益への影響は軽微であります。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,190,701千円
投資不動産の減価償却累計額 9,292,155千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 5,327,096千円
長期金銭債権 344,416千円
短期金銭債務 4,845,679千円
- (3) 保証債務
衛星TV会員（6社）のリース債務10,562千円に対して保証を行っております。
- (4) 土地の再評価
第22期（平成14年3月期）において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金資産」を投資その他の資産に、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額は△2,741,977千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,275,575千円
営業費用	2,223,177千円
営業取引以外の取引高	12,097,934千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	前事業年度末の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	671,801株	1,433,886株	一株	2,105,687株

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は次の通りであります。

市場買付けによる増加	1,433,870株
単元未満株式の買取りによる増加	16株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生のおもな原因別の内訳

流動資産

繰延税金資産

① 賞与引当金否認	80,315千円
② 未払事業税否認	224,358千円
③ 未払金否認	80,019千円
④ 減価償却資産償却限度超過額	3,832千円
⑤ その他	<u>1,206千円</u>
繰延税金資産合計	389,734千円

固定資産

繰延税金資産

① 長期未払金否認	218,686千円
② 建物等有姿除却損否認	83,133千円
③ 少額減価償却資産償却限度超過額	19,812千円
④ その他有価証券評価差額金	9,537千円
⑤ 投資有価証券評価減自己否認額	277,157千円
⑥ その他	<u>25,163千円</u>
繰延税金資産合計	633,489千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	1,888,854千円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	1,713,449千円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	175,405千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員および個人主要株主等

(単位：台、千円)

役員および会社の内容				議決権等の 被所有割合	関連当事者との関係	取引内容	台数	取引金額	科目	期末残高		
会社名 または個人名	住所	資本金	事業の内容 または職業									
株式会社服部 モーターズ	愛知県 東海市	50,000	自動車 販売・ 修理業	当社代表取締役お よび主要株主であ る服部 太が 100%を直接所有	2.4%	オークション取引	営業	オークション出品	13,995	54,468	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (6,612)
							取引	オークション成約	5,993	36,618		
								オークション落札	529	4,874		
								その他	—	1		
								合計	95,962			
株式会社 グリーンシティ 東	愛知県 名古屋市 東区	20,000	自動車 販売・ 修理業	当社代表取締役お よび主要株主であ る服部 太が 100%を直接所有	—	オークション取引	営業	オークション出品	76	249	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (3)
							取引	オークション成約	44	432		
								オークション落札	50	482		
								その他	—	—		
								合計	1,163			
株式会 社昭 和	愛知県 名古屋市 緑区	10,000	自動車 販売・ リース 業	当社代表取締役 安藤之弘が99%を 直接所有	—	オークション取引	営業	オークション出品	1,844	14,198	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (—)
							取引	オークション成約	559	4,958		
								オークション落札	232	2,194		
								その他	—	—		
								合計	21,351			
メトロ商 社 有 限 会 社	福岡県 福岡市 博多区	3,000	自動車 販売・ 修理業	当社代表取締役 田村文彦が83.3% を直接所有	—	オークション取引	営業	オークション出品	1,403	6,517	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (945 —)
							取引	オークション成約	582	5,397		
								オークション落札	19	191		
								その他	—	23		
								合計	12,130			
株式会 社 オート マックス 買 取 サ ー ビ ス	福岡県 福岡市 博多区	5,000	自動車 販売・ 修理業	当社取締役合野 栄治およびその近 親者が100%を直 接所有	—	オークション取引	営業	オークション出品	11,258	39,511	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (3,678)
							取引	オークション成約	3,903	23,620		
								オークション落札	242	2,110		
								その他	—	—		
								合計	65,242			
株式会 社 オート マックス	福岡県 福岡市 博多区	100,000	自動車 販売・ 修理業	当社取締役合野 栄治およびその近 親者が85.8%を直 接所有	—	オークション取引	営業	オークション出品	48	442	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (1,922)
							取引	オークション成約	12	122		
								オークション落札	252	2,953		
								その他	—	14		
								合計	3,531			
株式会 社 博 多 会 流 社 通	福岡県 福岡市 博多区	5,000	自動車 販売・ 修理業	当社取締役合野 栄治が67%を直接 所有	—	オークション取引	営業	オークション出品	12,131	41,787	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (4,254)
							取引	オークション成約	4,261	25,767		
								オークション落札	371	3,377		
								その他	—	68		
								合計	71,000			
株式会 社 メ ト コ	福岡県 糟谷郡	13,500	自動車 販売・ 修理業	当社取締役三島 敏雄およびその近 親者が100%を直 接所有	—	オークション取引	営業	オークション出品	13,086	46,464	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (5,250)
							取引	オークション成約	4,078	24,460		
								オークション落札	609	5,592		
								その他	—	—		
								合計	76,517			

役員および会社の内容					議決権等の 被所有割合	関連当事者との関係	取引内容	台数	取引金額	科目	期末残高	
会社名 または個人名	住所	資本金	事業の内容 または職業	議決権等の所有状況								
株式会社 マスダオート	埼玉県 三郷市	10,000	自動車 販売・ 修理業	当社取締役増田 元廣およびその近 親者が90%を直接 所有	-	オークション取引	営業	オークション出品	7,273	28,520	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	-
							取引	オークション成約	4,095	25,095		
							引	オークション落札	941	8,580		
								その他	-	7		
合 計								62,202			(7,759)	
株式会社華進	愛知県 名古屋市中 村区	10,000	不動産 賃貸業	当社代表取締役および 主要株主である服部 太の長女島居加葉が 100%を直接所有	-	土地・建物賃貸	営業	不動産賃貸	-	37,321	前払費用	3,200

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方式

- (1) オークション取引については、当社オートオークション規則により、一般会員と同様の取引条件によっております。
- (2) 土地建物の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
2. 上記表中、取引内容欄「その他」は、代行手数料等のその他営業収入を表しております。
3. 上記取引金額については、消費税抜きで金額で記載しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 ユー・エス・エス群馬	群馬県 藤岡市	250,000	中古自動車の オークション 会場運営	直接100%	資金の借入	資金の借入 利息の支払	1,000,000 14,632	短期借入金 -	1,000,000 -
子会社	株式会 社 U S S 藤岡	群馬県 藤岡市	109,600	中古自動車の オークション 会場運営	直接51.1%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	1,050,000 12,952	短期貸付金 -	900,000 -
子会社	株式会 社 カークエスト	東京都 中央区	318,300	インターネット による情報提供	直接100%	資金の借入	資金の借入 利息の支払	1,200,000 5,839	短期借入金 -	1,200,000 -
子会社	株式会 社 U S S サポートサービス	愛知県 東海市	45,000	金融サービス業	直接100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	2,400,000 33,339	短期貸付金 -	2,200,000 -

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方式

- (1) 株式会社ユー・エス・エス群馬からの借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間を1年としています。なお、担保の提供はしていません。
- (2) 株式会社U S S 藤岡の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間を1年としています。なお、担保の設定はしていません。
- (3) 株式会社カークエストからの借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間を1年としています。なお、担保の提供はしていません。
- (4) 株式会社U S S サポートサービスへの貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間を1年としています。なお、担保の設定はしていません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,343円75銭
(2) 1株当たり当期純利益	606円48銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。